

議案第 22 号

佐倉市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 28 年 8 月 29 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

佐倉市中小企業資金融資条例（平成5年佐倉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「促進法上の創業者」を「経営強化法上の創業者」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「促進法」を「経営強化法」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同条第4号中「促進法第2条第3項」を「経営強化法第2条第4項」に改め、同条第5号中「強化法上の創業者」を「競争力強化法上の創業者」に、「強化法」を「競争力強化法」に改め、同条第10号中「促進法上の創業者」を「経営強化法上の創業者」に改め、同条第11号中「促進法上の創業者」を「経営強化法上の創業者」に、「強化法上の創業者」を「競争力強化法上の創業者」に改め、同条第12号中「強化法上の創業者」を「競争力強化法上の創業者」に改め、同条第13号中「促進法上の創業者」を「経営強化法上の創業者」に改める。

第3条第3項第1号中「促進法上の創業者（促進法第2条第2項第1号及び第2号）」を「経営強化法上の創業者（経営強化法第2条第3項第1号及び第2号）」に改め、同号エ中「促進法第2条第2項第1号及び第2号）」を「経営強化法第2条第3項第1号及び第2号）」に改め、同項第2号中「促進法上の創業者（促進法第2条第2項第3号）」を「経営強化法上の創業者（経営強化法第2条第3項第3号）」に改め、同号ウ中「促進法第2条第2項第3号）」を「経営強化法第2条第3項第3号）」に改め、同項第3号中「促進法第2条第3項第1号）」を「経営強化法第2条第4項第1号）」に改め、同項第4号中「促進法第2条第3項第2号）」を「経営強化法第2条第4項第2号）」に改め、同条第4項第1号中「強化法上の創業者（強化法）」を「競争力強化法上の創業者（競争力強化法）」

に改め、同号ウ中「強化法」を「競争力強化法」に改め、同項第2号中「強化法上の創業者（強化法）」を「競争力強化法上の創業者（競争力強化法）」に改め、同号ア中「強化法」を「競争力強化法」に改め、同項第3号中「強化法上の創業者（強化法）」を「競争力強化法上の創業者（競争力強化法）」に改め、同号ア中「強化法」を「競争力強化法」に改め、同項第4号中「強化法上の創業者（強化法）」を「競争力強化法上の創業者（競争力強化法）」に改め、同号イ中「強化法」を「競争力強化法」に改め、同項第5号中「強化法上の創業者（強化法）」を「競争力強化法上の創業者（競争力強化法）」に改め、同号ア中「強化法」を「競争力強化法」に改め、同項第6号中「促進法上の創業者（促進法第2条第2項第1号及び第2号）」を「経営強化法上の創業者（経営強化法第2条第3項第1号及び第2号）」に改め、同号エ中「促進法第2条第2項第1号及び第2号」を「経営強化法第2条第3項第1号及び第2号」に改め、同項第7号中「促進法上の創業者（促進法第2条第2項第3号）」を「経営強化法上の創業者（経営強化法第2条第3項第3号）」に改め、同号ウ中「促進法第2条第2項第3号」を「経営強化法第2条第3項第3号」に改め、同項第8号中「促進法第2条第3項第1号」を「経営強化法第2条第4項第1号」に改め、同項第9号中「促進法第2条第3項第2号」を「経営強化法第2条第4項第2号」に改め、同条第5項第1号中「強化法上の創業者（強化法）」を「競争力強化法上の創業者（競争力強化法）」に改め、同号ウ及びエ中「強化法」を「競争力強化法」に改め、同項第2号中「強化法上の創業者（強化法）」を「競争力強化法上の創業者（競争力強化法）」に改め、同号ア中「強化法」を「競争力強化法」に改め、同項第3号中「強化法上の創業者（強化法）」を「競争力強化法上の創業者（競争力強化法）」に改め、同号ア中「強化法」を「競争力強化法」に改め、同項第4号中「強化法上の創業者（強化法）」を「競争力強化法上の創業者（競争力強化法）」

に改め、同号イ中「強化法」を「競争力強化法」に改め、同項第5号中「強化法上の創業者（強化法）」を「競争力強化法上の創業者（競争力強化法）」に改め、同号ア中「強化法」を「競争力強化法」に改め、同条第6項第1号中「促進法上の創業者」を「経営強化法上の創業者」に、「促進法第2条第2項第1号及び第2号」を「経営強化法第2条第3項第1号及び第2号」に改め、同項第2号中「促進法上の創業者」を「経営強化法上の創業者」に、「促進法第2条第2項第3号」を「経営強化法第2条第3項第3号」に改め、同項第3号中「促進法第2条第3項第1号」を「経営強化法第2条第4項第1号」に改め、同項第4号中「促進法第2条第3項第2号」を「経営強化法第2条第4項第2号」に改める。

別表創業支援資金の項中「促進法上の創業者」を「経営強化法上の創業者」に改め、同表女性・若者チャレンジ資金の項中「促進法上の創業者」を「経営強化法上の創業者」に、「強化法上の創業者」を「競争力強化法上の創業者」に改め、同表さくらチャレンジ資金の項中「強化法上の創業者」を「競争力強化法上の創業者」に改め、同表商店街活性化資金の項促進法上の創業者及び新規中小企業者の目中「促進法上の創業者」を「経営強化法上の創業者」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。